第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置）

第四条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号。次項において「令」という。）第二条第二号及び第十二号に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第九十三条第十八項又は第百十七条第十八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条の三第一項又は第六十八条の三十二第一項の規定

二　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第四十条第十二項若しくは第十四項又は第五十六条第十二項若しくは第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条第三項若しくは第四十七条の二第一項又は第六十八条の三十四第三項若しくは第六十八条の三十五第一項の規定

三　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十九条第五項又は第百十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条第一項若しくは第六十八条の三十四第一項の規定

四　現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）附則第五十三条第十一項、第十三項若しくは第十四項又は第六十八条第十一項、第十三項若しくは第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条の四第一項、第四十七条第一項若しくは第四十七条の二第一項又は第六十八条の三十三第一項、第六十八条の三十四第一項若しくは第六十八条の三十五第一項の規定

五　平成二十五年改正法附則第六十七条第八項又は第八十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年旧措置法第四十七条の二第一項（同条第三項第三号に係る部分に限る。）又は第六十八条の三十五第一項（同条第三項各号に係る部分を除く。）の規定

2　令第二条第二十一号に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　平成二十五年改正法附則第六十七条第八項又は第八十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年旧措置法第四十七条の二第一項（同条第三項第三号に係る部分を除く。）又は第六十八条の三十五第一項（同条第三項各号に係る部分に限る。）の規定

二　平成二十六年改正法附則第八十四条第六項又は第百十五条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年旧措置法第四十五条第二項又は第六十八条の二十七第二項の規定

三　平成二十六年改正法附則第九十条第八項又は第百二十二条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年旧措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで又は第六十八条の七十八から第六十八条の八十までの規定

四　平成二十七年改正法附則第七十九条第八項、第十二項若しくは第十四項又は第九十条第八項、第十二項若しくは第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十七年旧措置法第四十五条第二項若しくは第六十八条の三十五第一項の規定

様式第一の表中

法人名	

を

法人名	
法人番号	

に改め、同様式の記載要領第三号中「昭和40年大蔵省令第12号」の次に「。以下この記載要領において「法規」という。」を加え、同第四号の表中小企業者等の法人税率の特例の項中「法人税法施行規則（以下この表において「法規」という。）」を「法規」に改め、同表試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成27年旧措置法」という。）第42条の4第1項	00426	法規別表六（六）「14」の欄の金額
	第42条の4第1項	00563	
	平成27年旧措置法第42条の4第6項	00429	法規別表六（七）「10」の欄の金額
	第42条の4第2項	00564	
	平成27年旧措置法第42条の4第2項	00427	法規別表六（六）「21」の欄の金額
	第42条の4第3項	00565	法規別表六（八）「10」の欄の金額
	平成27年旧措置法第42条の4第3項	00428	法規別表六（六）「26」の欄の金額
	平成27年旧措置法第42条の4第7項	00430	法規別表六（七）「15」の欄の金額
	第42条の4第4項第1号	00486	法規別表六（九）「22」の欄の金額
	第42条の4第4項第2号	00012	

様式第一の記載要領第四号の表エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却の項及びエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項を削り、同表エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却の項を次のように改める。

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	第42条の5第1項第1号イ（償却費）	00400	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第42条の5第1項第1号イ）	00401	法規別表十六（九）「8」の欄の金額
	平成27年旧措置法第42条の5第1項及び第6項（償却費）（同条第1項第1号イ）	00431	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（三）「36」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額